

改正沿革

都市計画法第32条の規定による同意及び協議要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条の規定による公共施設の管理者の同意及び協議に係る市の事務の具体的な処理について定めるものとする。

(同意及び協議の申請)

第2条 法第32条の規定による同意及び協議の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、都市計画法第32条の規定による同意・協議申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 計画概要書
- (2) 設計説明書（千葉県開発行為等規制細則（昭和45年千葉県規則第52号）第2号様式その1、その2）
- (3) 開発区域内の土地の権利者の同意書（所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等、印鑑証明書（写し）添付）
- (4) 利害関係人の同意書（隣接地、土地改良区（排水、付け替え等）、自治会等）
- (5) 登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- (6) 関係土地の登記事項証明書（原本還付可）
- (7) 位置図 縮尺50,000分の1以上
- (8) 区域図 縮尺2,500分の1以上
- (9) 公図写し
- (10) 現況平面図 縮尺2,500分の1以上
- (11) 土地利用計画平面図 縮尺1,000分の1以上
- (12) 排水施設計画平面図 縮尺500分の1以上
- (13) 新旧対照造成平面図（同一図面で色分け） 縮尺1,000分の1以上
- (14) 新旧対照造成断面図（同一図面で色分け） 縮尺500分の1以上
- (15) 求積図 縮尺1,000分の1以上
- (16) 公共施設計画平面図
- (17) 縦断面図（下水道施設の場合） 縮尺500分の1以上
- (18) 横断面図（20メートルごと、道路、排水施設等の場合）
- (19) 各種構造図（縮尺10分の1～縮尺50分の1）

(申請書の審査及び受理)

第3条 申請者から申請書の提出があったときは、申請書の受理について、次により処理するものとする。

- (1) 審査
 - ア 申請書の記載内容及び添付図書が適正な形式で具備されているかどうか。
 - イ 新たに設置又は整備する公共施設について、法及び関係法令等に規定する基準に適合しているかどうか。
- (2) 受理
 - ア 申請書及び添付図書の審査の結果受理することが適当と認められたときは、これを受理する。
 - イ 申請書及び添付図書に不備等がある場合は、所要の指示をした上で再提出を求め、再提出を待って受理する。

(同意の通知)

第4条 市長は、申請書の内容が適正と認められるときは、都市計画法第32条の規定による同意通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 市長は、前条の規定により同意しようとするときは、申請書に係る公共施設の整備、帰属、維持管理及び費用の負担等について、申請者と協定を締結するものとする。

(内容の変更)

第6条 第2条から前条までの規定は、内容の変更について準用する。

(工事の完了届等)

第7条 申請者は、申請書に係る公共施設の工事が完了したときは、公共施設の工事完了届（別記第3号様式）に公共施設完成図書を添えて、市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の公共施設の工事完了届に係る工事について適正と認めるときは、公共施設の工事検査済通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の公共施設の工事完了届に係る工事について適正と認められないときは、所要の指示をし、再検査するものとする。

(同意・協議事項の地位の承継)

第8条 第4条に規定する同意通知を受けた者から地位の承継を行おうとする者は、地位承継承認申請書（別記第5号様式）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1）登記事項証明書（法人の場合）

（2）地位承継の事実を証する書類

2 第3条の規定は、地位承継承認申請書の受理について準用する。

3 市長は、地位承継承認申請書の内容が適正と認められるときは、これを承認し、地位承継承認通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

4 第5条の規定は、前項の規定により承認する場合にこれを準用する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の公共施設の管理者の同意等に係る事務処理要領（平成15年小見川町制定）に基づきなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年2月1日告示第9号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。